

令和8年度

龍ヶ崎市保育ルーム入所のご案内

目次

1. 保育ルームの概要（放課後児童健全育成事業）	1 ページ
2. 実施期間	1 ページ
3. 開所日及び時間	1 ページ
4. 利用要件	2 ページ
5. 児童の登所・帰宅に關すること	2 ページ
6. 入所申込み方法・受付期間	3 ページ
7. 必要書類	4 ページ
8. 入所申込み時の注意事項	5 ページ
9. 土曜利用の変更	5 ページ
10. 入所決定	5 ページ
11. 退所となる場合	5 ページ
12. 保護者負担金	6 ページ
13. 保護者負担金の納入方法について	7 ページ
14. おやつ代	8 ページ
15. スポーツ安全保険への加入	8 ページ



↑市公式ホームページ
(様式のDLはこちらから)



© 龍ヶ崎市

龍ヶ崎市 福祉部 保育課

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

TEL : 0297-64-1111(内線610~612)

(令和7年9月作成)

1. 保育ルームの概要（放課後児童健全育成事業）

保育ルームは、市内の小学校に在学する児童（1年生から6年生）を対象に、保護者が仕事や病気等のため児童の保育にあたれない場合、放課後や夏休みなどの長期休みの期間、学校の余裕教室やプレハブの専用施設を活用して、適切な遊びや安全に過ごせる場を提供することで、児童の健全な育成を支援する事業です。

毎日概ね2～3人の放課後児童支援員および放課後児童支援補助員（以下「支援員等」といいます。）が児童の見守りにあたります。保育ルームの主な活動は、次のとおりです。

- (1)放課後等における児童の安全管理
- (2)遊びや集団活動を通じた児童の育成指導
- (3)保護者や学校との連携による児童の育成指導
- (4)その他児童の安全管理や育成に必要な活動

2. 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

保育ルームの入所申込みは毎月受付しています。

詳しくは「6. 入所申し込み方法・受付期間」（3ページ）をご覧ください。

3. 開所日及び時間

開所日	学校の授業がある月曜日から金曜日まで	放課後～午後6時30分
	土曜日※1・長期休業日・振替休業日など	午前8時～午後6時30分※2
閉所日	日曜日・国民の祝日（振替日を含む）・12月29日～1月3日・臨時休校日※3	

※1 土曜日のみの利用はできません。

※2 保護者の就労時間や就労場所により、早朝利用（午前7時30分からの入室）ができます。

希望する場合は、『保育ルーム入所申込書』内の該当欄に記入してください。

※3 台風・大雪等で臨時休校になった場合は、保育ルームも閉所となります。

また、インフルエンザ・新型コロナウィルス等の感染症で学級・学年閉鎖になった場合、当該の学級・学年の児童は通所できません。

4. 利用要件

学童保育ルームの開所時間に、ひとり親世帯を除き保護者がどちらも、下記事由のいずれかに該当する必要があります。

保育を必要とする事由	保護者等の状況
就労※ ¹	居宅内外で、児童と離れての就労（テレワーク含む）を常態※ ² としている
	居宅内外で、児童と離れての自営業従事（個人事業主または事業専従者等）を常態※ ² としている
妊娠・出産	出産月の産前産後2カ月以内（最長5カ月）
疾病・障がい※ ³	心身に疾病または障がいがある
介護・看護※ ³	親族の介護・看護を常態※ ² としている
就学	居宅以外の場所での就学を常態※ ² としている

※1 求職活動中および育児休業取得中は入所申込できません。

※2 「常態」とは、ここでは月12日以上を指します。

※3 診断書に記入のある期間内での利用が可能です。長引く場合は、入所決定期間内に再度新しい期間が記入された診断書の提出が必要です。

5. 児童の登所・帰宅に関するここと

児童の安全を確保するため、保護者等(父母・祖父母・兄姉(高校生以上))による送迎をお願いします。兄姉でも中学生以下の送迎は、安全上認められません。

やむを得ず保護者によるお迎えが困難な場合に限り、入所決定後に『ひとり帰りの届出書』の提出により児童だけでの帰宅を認めています。その場合、保育ルームから自宅までの安全管理について、市は責任を負いかねますのでご了承ください。『ひとり帰りの届出書』は各保育ルームにご提出ください。

6. 入所申込み方法・受付期間

申込み方法

(1)書類持参・・・市役所保健福祉棟1階 保育課窓口

※開庁時間：平日午前9：00～午後5：00まで

(書類審査の関係上、市民窓口ステーション・各出張所では受付できません。)

(2)電子申請・・・以下のURLまたはQRコードより申請して下さい。



https://apply.e-tumo.jp/city-ryugasaki-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplayResult

「いばらき電子申請・届出サービス」より、『保育ルーム入所申込書』を選択してください。各締切日の午後11：59までの申請を受付いたします。

- ・入力内容に不備等がある場合は、修正や資料の提出をお願いする場合があります。なお、修正等が締切までに間に合わない場合は受付できませんのでご注意ください。
 - ・以下に該当する方は他の手続き等があるため、電子申請での受付はできません。
保育課窓口へご来庁ください。
 - i. 春休み期間のみの利用
 - ii. 保護者負担金が免除になる方※（児童の保護者が生活保護を受給している方または、ひとり親世帯かつ前年度分の住民税が非課税の世帯に該当する方）
- ※詳しくは「保護者負担金を免除する制度」（6ページ）をご確認ください。

申込み受付期間

◎令和8年4月1日に入所を希望する方・・・令和8年1月13日（火）～2月13日（金）まで

◎令和8年5月1日以降に入所を希望する方・・・入所希望月の前月15日まで

（土・日・休日の場合はその直前の平日）

※入所日は原則として毎月1日

※8月1日入所は夏休み入所と同じ期間での受付

長期休み期間は、申込みが集中することから、以下のとおり申込み受付期間を設けております。受付期間にご注意ください。

なお、通年で保育ルームを利用している場合は、各長期休みの利用にあたって、改めて申込みをする必要はありません。

◎夏休み・8月1日入所を希望する方・・・令和8年6月1日（月）～6月19日（金）まで

◎冬休み入所を希望する方・・・令和8年11月2日（月）～11月20日（金）まで

◎春休み入所を希望する方・・・受付期間は調整中です。決まり次第、市広報紙「りゅうほー」や市公式ホームページにてお知らせを予定しております。

※申込み受付期間を過ぎた場合、受付けられませんので、必ず申請期間内にご提出ください。

7. 必要書類

以下の①、②の書類が不足する場合、または不備がある場合は受付できません。申込期間内に必ず揃えてご提出ください。

①『保育ルーム入所申込書』（様式第1号）・・・児童1人につき1部（電子申請の場合は不要）

- ・両面（表・裏）記入が必要です。
- ・利用は「平日（長期休み含む）」又は「平日+土曜日（長期休み含む）」のいずれかです。

②保育を必要とする事由を証明する書類・・・ひとり親世帯を除き、保護者どちらの分も必要

- ・保育所の入所申請等で使用した証明書のコピーをご利用いただけます。この場合、ご自身でコピーを取っておいていただく必要があります。（既に原本を提出していることを理由に提出を省略することはできません。）証明書の有効期限にはご注意ください。
- ・きょうだい同時に申込みの際は、申込人数分の書類のコピーのご用意にご協力ください。
- ・電子申請の場合は、証明書データの添付が必要です。あらかじめ電子ファイル（PDFやJPEG形式等）を準備し、電子申請を開始してください。
- ・電子ファイルは鮮明かつ見切れていないものをご用意ください。必要事項の確認ができない場合には、市から再提出を求めることがあります。

保育を必要とする事由	必要書類
就労（被雇用者の方）	『就労証明書』（勤務先または雇用主が発行） ※発行日から3ヶ月以内有効
就労 (自営業従事者の方)	『就労証明書』及び 以下添付書類 <ul style="list-style-type: none">・事業主の場合⇒直近の『確定申告書第1表及び第2表』 (事業開始初年度であれば『事業開始届』)・事業専従者の場合⇒『(事業主の)確定申告書第2表または青色申告決算書・収支内訳書(専従者給与の記載があるところ)、青色事業専従者給与に関する(変更)届出書』のいずれかで、事業専従者であることがわかる書類 ※発行日から3ヶ月以内有効
妊娠・出産	『母子手帳』の写し（表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がい	『診断書(治療期間と児童の保育ができない旨が明記されたもの)』または『障害者手帳』等の写し
介護・看護	介護等を受ける方の『診断書(治療期間が明記されたもの)』または『障害者(療育)手帳』等の写し
就学	『学生証』の写し及び『時間割表』等就学している時間のわかるもの

申請書類は、保育課窓口での取得、または市公式ホームページよりダウンロード可能です。また、各保育ルームにもございますので、必要な方はお申し出ください。

なお、提出した書類の内容に変更（住所・氏名・家族構成・勤務先等）が生じたときは、速やかに保育課に届け出をしてください。

8. 入所申込み時の注意事項

- (1)児童の状況を把握されている方（保護者または保護者に代わる方）が、お手続きください。必要に応じ、状況確認のための聞き取りを行う場合があります。
- (2)保育ルームの申込み取下げ・退所をする場合は、『退所申出書』（各保育ルーム、保育課窓口、市公式ホームページからダウンロード可）を提出してください。なお、最終通所日(退所日)を、申出日より前に遡ることはできません。
- (3)申込書類の提出後、申込みを取り下げる場合は、早急に保育課までご連絡ください。なお、ご連絡いただいた時期によってはスポーツ安全保険への加入に係る費用等の返金いたしかねますので、ご注意ください。
- (4)過去に保護者負担金の滞納がある方は、全てお支払いいただいてからの受付となります。特に電子申請でのお申込みを予定している方はご注意ください。

9. 土曜利用の変更

土曜日の利用を開始または終了する場合、『保育ルーム土曜利用変更申出書』を変更希望月の前月15日までに保育課に届け出をしてください。

10. 入所決定

入所決定通知書は、原則として入所月の前月20日前後に郵送します。

春休み期間及び年度当初の入所決定通知書は「3月初旬」、夏休み期間の入所決定通知書は「7月初旬」、冬休み期間の入所決定通知書は「12月初旬」に郵送する予定です。

入所決定通知書が届いた方は、入所の前に、支援員等から保育ルームでの生活の決まり等に関する説明を受けてください。

11. 退所となる場合

次のいずれかの該当により、保育ルームを退所となる場合があります。予めご承知おきください。

- (1)保育ルーム入所資格に該当しないと判断されたとき
- (2)保育ルーム利用中の保護者が育児休業を取得、または退職したとき
- (3)児童の保育ルームへの通所が、不定期または限定されているなど、保育ルーム入所の必要性が乏しいと判断されたとき
- (4)健康または行動に著しい問題があり、児童本人や他の入所児童の健康または安全上、保育ルームにおいて保育することに支障があると判断されたとき
- (5)正当またはやむを得ない事情※もなく、保護者負担金を長期（概ね3ヶ月）にわたり滞納したとき
※正当またはやむを得ない事情とは、失業、傷病・介護（本人・親族等）、災害などによる収入や支出の急激な変化を伴う場合を指します。

12. 保護者負担金

(1)平日のみの利用は月額5,000円、平日と土曜日の利用は月額6,000円です。

(2)兄弟等で2人以上の児童が保育ルームに入所している場合、1人目の児童の負担金は5,000円(6,000円)ですが、2人目以降の児童にかかる負担金は半額となります。

(3)月途中で入所※または退所する場合は、日額×在籍日数(開所日)で負担金を算出します。

※月途中の入所は長期休みの決められた日のみ可能です。

在籍児童数	保護者負担金上限額	途中入退所時の日額
1人目	5,000円(6,000円)	300円
2人目以降(兄弟あり)	2,500円(3,000円)	150円

なお、長期(概ね3ヶ月)にわたり負担金を滞納したときは、退所の扱いとなる場合があります。

保護者負担金を免除する制度

次のいずれかの要件を満たす方で、保護者負担金の免除を希望する場合は、『放課後児童健全育成事業負担金減免申請書』を保育課へ提出してください。保育課にて審査を行い、免除が決定した場合は、申請のあった翌月より保護者負担金が免除となります。(【例】4月中に負担金減免の申請をし決定した場合、5月利用分より減免の対象となる)

- ・児童の保護者が、生活保護法による生活保護を受けている場合
- ・児童の世帯が、ひとり親世帯で、前年度分の住民税が非課税の世帯の場合

※減免を申請する方のうち、令和7年1月1日時点で龍ヶ崎市に住民登録のない方は、住民登録があつた市区町村で「令和7年度市(区・町・村)民税課税証明書」を発行の上、減免申請書とともにご提出ください。証明書発行については、該当する市区町村税証明担当課にお問い合わせください。

1 3. 保護者負担金の納入方法について

保護者負担金は原則「口座振替」での納付かつ翌月納付となります。（【例】4月分の保護者負担金は5月に納付）

『口座振替依頼書』または『WEB口座振替登録』を使用して登録をお願いいたします。既にきょうだいが利用していて口座登録をしているなど、既に登録をしている場合は登録不要です。

(1)口座振替依頼書を用いての登録の場合

届出印欄は、金融機関届出印を押印してください。書類を書き損じた時は、見え消し線で訂正し、その箇所に届出印を押印してください。

3枚複写の用紙になっていますので、1、2枚目をご提出ください。

(2)WEB口座振替登録の場合

以下QRコードより口座振替サイトにアクセスして基本情報、口座情報等を入力してください。

みずほ銀行・中央労働金庫・水郷つくば農業協同組合は『口座振替依頼書』でのみお申込みが可能です。

口座振替登録のQRコードはこちら→



口座振替日は、毎月末日（12月は25日。振替日が土・日・休日の場合は翌平日）です。振替結果は通帳でご確認ください。口座振替の場合、領収証は発行しません。

また、残高不足等により口座振替ができなかった場合は、再振替は行っておりませんので、後日「口座振替不能通知書（納付書）」を郵送いたします。龍ヶ崎市役所（本庁舎1階会計課、市民窓口ステーション、各出張所）又は指定金融機関にて納付期限内に納付ください。

«口座振替予定日一覧»

利用月	口座振替予定日	利用月	口座振替予定日
4月	令和8年 6月 1日(月)	10月	令和8年 11月 30日(月)
5月	令和8年 6月 30日(火)	11月	令和8年 12月 25日(金)
6月	令和8年 7月 31日(金)	12月	令和9年 2月 1日(月)
7月	令和8年 8月 31日(月)	1月	令和9年 3月 1日(月)
8月	令和8年 9月 30日(水)	2月	令和9年 3月 31日(水)
9月	令和8年 11月 2日(月)	3月	令和9年 4月 30日(金)

«口座振替取扱金融機関»

◇常陽銀行

◇みずほ銀行

◇三井住友銀行

◇筑波銀行

◇水戸信用金庫

◇茨城県信用組合

◇中央労働金庫

◇水郷つくば農業協同組合

◇ゆうちょ銀行

14. おやつ代

月額2,000円です。各保育ルームにお支払いください。

月額金額は、長期休み期間（夏休み・冬休み・春休み）などはこの限りではない場合がありますので、各保育ルームにお問合せください。

15. スポーツ安全保険への加入

保育ルームで活動時間中の万一の事故等の備えとして、スポーツ安全保険への加入をお願いします。

保育ルーム内の活動（保育ルームから帰宅までを含む）時にケガ等を負い、その際のケガ等が原因で1日以上通院した場合に保険金が給付されます。

保険料は年額800円で、年度内有効となります。保険料については、各保育ルームにお支払いください。なお、令和7年度より保険への加入業務は委託事業者へ委託しております。

年間掛金 / 1人当り		800円
傷害保険 金額	死亡	3,000万円
	後遺障害（最高）	4,500万円
	事故の日からその日を 含めて180日以内	入院日額(180日限度) 通院日額(30日限度)
		4,000円 1,500円
賠償責任保険支払限度額(免責金額なし)		対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人2億円
突然死葬祭費用保険支払限度額		180万円

☆龍ヶ崎市保育ルーム一覧☆

名称	所在地	電話番号
龍ヶ崎小保育ルーム	市3316番地	[A] 070-7591-6752 [B] 070-7591-6753 [C] 070-7591-6774
八原小保育ルーム	藤ヶ丘1丁目22番地4	[A] 070-7591-6768 [B] 070-7591-6769 [C] 070-7591-6770 [D] 070-7591-6771 [E] 070-7591-6772
馴柴小保育ルーム	若柴町3135番地	[A] 070-7591-6758 [B] 070-7591-6759 [C] 070-7591-6760 [D] 070-7591-6761
川原代小保育ルーム	川原代町3518番地	070-7591-6775
龍ヶ崎西小保育ルーム	市8810番地	[A] 070-7591-6756 [B] 070-7591-6757
松葉小保育ルーム	松葉2丁目9番地	[A] 070-7591-6754 [B] 070-7591-6755
長山小保育ルーム	長山5丁目7番地1	[A] 070-7591-6762 [B] 070-7591-6763
馴馬台小保育ルーム	平台4丁目23番地1	[A] 070-7591-6764 [B] 070-7591-6765
久保台小保育ルーム	久保台2丁目3番地	[A] 070-7591-6766 [B] 070-7591-6767
城ノ内小保育ルーム	城ノ内5丁目27番地	[A] 070-7591-6776 [B] 070-7591-6777 [C] 070-7591-6778 [D] 070-7591-6779